

福島県ドッジボール協会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協会は、名称を福島県ドッジボール協会(以下「本協会」という)と称する。
(略称をFDDBAとする。)

(事務所)

第2条 本協会の事務所は、会長指定の場所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、福島県内におけるドッジボールの普及と技術の向上を推進し、もって県民の健康と地域の交流、親睦に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ドッジボール競技の普及と振興に関すること。
- (2) ドッジボール競技の各種大会の開催・共催及び後援に関すること。
- (3) ドッジボール競技の講習会、研修会、審判員の養成・技術の向上に関すること。
- (4) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 組 織

(組織)

第5条 本協会は、本協会に登録するチームと公認審判員及び本協会の趣旨に賛同する者をもって組織し、県を代表する唯一の団体として日本ドッジボール協会に所属する。

(役員)

第6条 本協会には次の役員を置く。

会 長	1名	副会長	若干名
理事長	1名	副理事長	若干名
代議員	35名以内	理 事	25名以内
事務局長	1名	監 事	2名
顧 問	若干名		

(役員を選出)

第7条 役員を選出については、次によるものとする。

1. 会長・副会長・監事は、理事会を経て、総会の議決により選出する。
2. 理事長・副理事長は、理事の互選により選出され、総会の承認を得なければならない。
3. 理事は、各支部推薦(チ - ム理事・審判員)により各支部から4名を選出し、総会の承認を得なければならない。
但し、理事長、副理事長に選任された支部からはその分を補充する。
4. 他に、理事は会長が推挙するものを若干名あてることができる。
5. 代議員は各支部より推薦された7名をあてる。但し、他の役員を兼ねることは出来ない。
6. 顧問及び事務局長は、会長の指名によりこれを委嘱する。

(役員職務)

第8条 本協会の役員職務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本協会を代表して統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を執行できない場合には、会長の職務を代行する。
3. 理事長は、理事会の決議に基づき会務を掌握し、理事会を代表する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が職務を執行できない場合には、理事長の職務を代行する。
5. 理事は、理事会を組織し、この規約で定められた事項を執行する。
6. 代議員は、総会事項を審議決定する。
7. 監事は、本協会の業務ならびに財務を監査する。
8. 顧問は、会長の諮問に応じて助言を与える。
9. 事務局長は、事務局員を統括し、事務全般の任務を執行する。

(役員任期)

- 第9条
1. 役員任期は2年とし、再任は妨げない。
 2. 役員はその任期が満了しても、後任者が就任する日までその任務を執行する。
 3. 役員に欠員が生じたときは、後任者は前任者の残任期間の任務を執行する。

第4章 会 議

(総会)

第10条 総会は、次のとおりとする。

1. 本協会は総会を最高決議機関とし、毎年1回、会長が招集して開催する。
但し、会長が必要と認めた場合は、臨時に招集することができる。
2. 総会は代議員をもって構成し、次の事項を審議する。

ア 事業報告及び収支決算の承認	イ 事業計画及び収支予算の決定
ウ 役員選出	エ 規約の改正
オ その他、会長が必要と認める事項	

(理事会)

第11条 理事会は次の事項を審議する。

1. 理事会は本協会の執行機関であり、総会に提出する議案を審議する。
2. 理事会は、本協会の業務に関する日常の事項を議決する。

(その他)

第12条 すべての会議は、構成員の過半数をもって成立する。会議に出席できないときは委任状をもってこれに代えることができる。

第13条 すべての会議は、出席者の過半数を得て決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

第14条 代議員以外の役員は、総会に出席し、意見を述べることはできるが、議決権を有しない。

第15条 会議はすべて会長が必要に応じて招集する。

第16条 会議の議長は次のとおりとする。

1. 総会は、代議員から選出する。
2. 理事会の議長は理事長が務める。

(連絡調整会)

第17条 協会のスム - ズな運営の為、連絡調整会を設ける。

1. 連絡調整会は各専門委員会の委員長と各支部の支部長で構成する。

第5章 登 録

(登録・会費)

第18条 本協会に所属するチ - ム及び公認審判員等は、福島県ドッジボール協会に登録料(登録料並びに徴収の方法は別に定める)を納入し登録(会員)の手続きをとらなければならない。

第19条 チ - ム登録の種別は次のとおりとする。

1. 小・中学生チ - ムは、県内に居住する小・中学生によって編成されたチーム。代表・監督・コーチ及び理事も県内に居住または勤務する者、二重登録は認めない。
2. 一般のチ - ムは、県内に居住または勤務する者によって編成されたチームとする。

第20条 登録は本協会所定の用紙(チーム代表、監督、マネ - ジャ - 、理事は代表とする)に必要事項を記入し本協会事務局に提出する。

1. 登録は、毎年4月末までに完了することを原則とする。但し、特に理事会で認めた場合はこの限りではない。

第21条 登録の手続きをとらないチ - ムは、本会が主催する当該年度の大会に出場できない。

(除名)

第22条 本協会に登録する会員が次に該当するときは、理事会の議決を経て除名することができる。

1. 本協会の名誉を傷つけ、又はその目的に違反する行為があったとき。
2. 本協会の会員としての義務に違反したとき。

第6章 支 部

(支部)

第23条 本協会は、次のとおり支部を置き、各支部の境界区域は原則として地方振興局所管区域とする。

1. 県北地区
2. 県南地区
3. 会津地区
4. いわき地区
5. 相双地区

第24条 各支部は会則を定め本協会の承認を得なければならない。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第25条 本協会に次の専門委員会を置く。各専門委員会は理事会の議決に基づき、次の事項の処理にあたる。

1. 総務委員会

- (1) 総会、理事会、各種会議の開催
- (2) 各種大会の要項作成、大会役員、実行委員の役割担当について。
- (3) 各種大会の受付、総務関係処理及び対応。
- (4) 上部団体等への連絡調整
- (5) 本協会の賞罰に関する事。
- (6) 他の委員会に属さない事。

2. 競技委員会

- (1) 競技規則に関する事。
- (2) 県協会主催、主管の競技要項の立案及び、競技進行、会場設営、大会運営全般。
- (3) 東北ブロック連絡会、日本ドッジボール協会の競技委員会に属する任務。
- (4) C級公認審判員資格取得認定会に関する事。
- (5) 競技用具に関する事。その他、競技に関する事。

3. 審判委員会

- (1) 審判員の指導強化に関する事。
- (2) 県協会主催、主管大会の審判員の要請及び担当割振り決定。
- (3) 各種団体よりの審判員派遣要請に対する選考及び派遣。
- (4) 公認審判員資格の適否審査に関する事。
- (5) 大会の公認審判員の総括。

4. 普及広報委員会

- (1) 普及活動と情報交換及び実績の把握。
- (2) 登録チーム数増加等に関する普及活動。
- (3) 各種大会等の広報の企画・実施。
- (4) 各種大会等の組合せ及び試合結果の広報。

- 第26条 1 専門委員会は理事若干名と各支部から委員会別(1～4)に推薦された委員(各1名)で構成する。
2 各専門委員会には委員長、副委員長、委員を置き理事会の議決を得て会長が委嘱する。
3 委員長には、理事会で選出された理事があたる。
- 第27条 必要に応じて理事会の議決を経てその他の委員会を設置することができる。

第8章 会 計

(会計)

- 第28条 本協会の経費は、次に掲げるものとする。
1.登録料 2.大会参加料 3.事業収入 4.寄付金 5.補助金 6.その他
- 第29条 本協会の大会参加料は、その都度理事会において決定する。
- 第30条 理事長は総会前に経理帳簿並びに活動の報告書を監事に提出し、監査を受けなければならない。
- 第31条 監事は総会において、監査の結果を報告しなければならない。
- 第32条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第9章 事務局

(事務局)

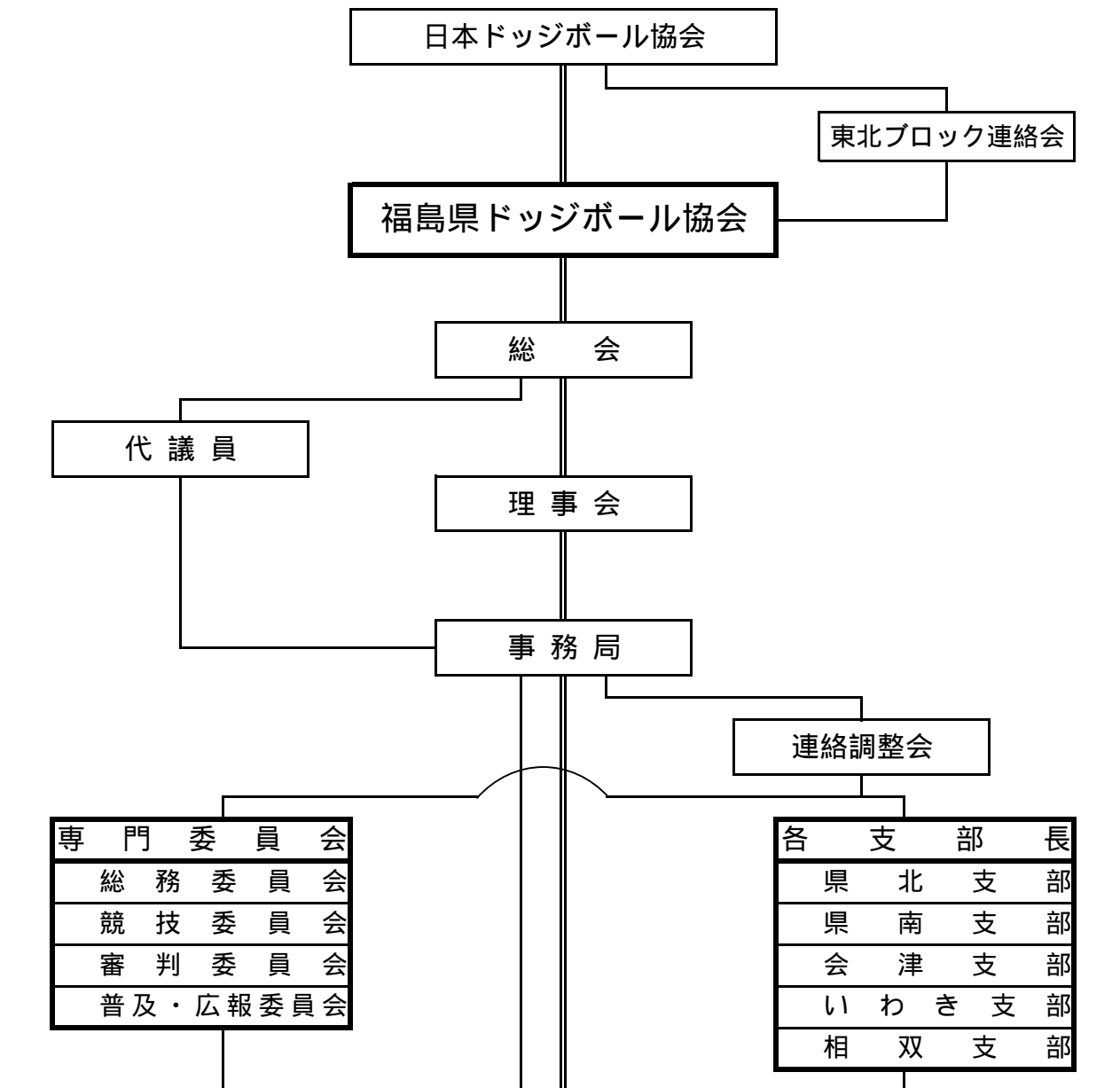
- 第33条 本協会には、本協会の事務を処理するため事務局を設置する。
事務局員は会長が委嘱する。
- 第34条 本協会には、次の帳簿を置く。
1.会計簿 2.議事録 3.登録チ - ム名簿 4.審判員名簿 5.役員名簿
6.その他必要な書類

付 則

この規約は、平成4年3月19日より執行する。
この規約は、平成16年10月26日一部改正し、平成16年11月1日から実施する。

福島県ドッジボール協会組織図

2004/11/1現在



福島県ドッジボール協会 各支部					
区分	県北支部	県南支部	会津支部	いわき支部	相双支部
名称	福島県ドッジボール協会 県北支部	福島県ドッジボール協会 県南支部	会津ドッジボール協会	福島県ドッジボール協会 いわき支部	福島県ドッジボール協会 相双支部
登録者	チーム 公認審判員	チーム 公認審判員	チーム 公認審判員	チーム 公認審判員	チーム 公認審判員
会員	登録チーム 登録公認審判員 賛同者	登録チーム 登録公認審判員 賛同者	登録チーム 登録公認審判員 賛同者	登録チーム 登録公認審判員 賛同者	登録チーム 登録公認審判員 賛同者

福島県ドッジボール協会事務局

日本ドッジボール協会

〒960-8531 福島市西中央1-1 テレビユー福島事業部内
TEL : 024-531-5111 (代) / FAX : 024-531-5113

〒105-0001 港区虎ノ門5-11-13 虎ノ門RICHビル8F
TEL : 03-5776-1830 / FAX : 03-5776-1840